

平成二十七年第一回大阪広域水道企業団議会
二月定例会会議録

平成二十七年二月十三日(金曜)午後一時開議

○出席議員

一	佐治 功隆
二	池田 克史
三	吉川 敏文
四	中井 國芳
五	京西 且哲
六	豊田 稔
七	清水 勝
八	岡 糸恵
九	藪内 留治
十	立住 雅彦
十一	野村 生代
十二	坂口 康博
十三	西川 訓史
十四	鎌野 博
十五	司 野
十六	野々下 重夫
十七	木ノ本 寛
十八	三重松 清子
十九	大東 真司
二十	二石 博昭
二十一	乾 一
二十二	松尾 京子
二十三	秋月 秀夫
二十四	川光 英士
二十五	田中 昭善
二十六	有岡 久一
二十七	

○欠席議員

二十八番	竹谷 勝
二十九番	藤田 茂
三十番	井上 昭司
六番	福岡 正輝

○説明のため出席した者

企業 部長	竹山 修身
副 企業 部長	清水 豊
技術長兼事業管理部長	松本 要一
経営管理部長兼総務課長	吉田 景司
経営管理部企画課長	松本 竜三
経営管理部財務課長	上田 伊宏
経営管理部広域連携課長	辻 敏之
事業管理部計画課長	藤谷 光宏
事業管理部事業推進課長	中田 耕介
事業管理部契約検査課長	小谷 洋志
事業管理部管財課長	横山 亨
監 査 委 員	上西 克尚
監査委員事務局 長	高平 嘉二

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	高平 嘉二
議 会 事 務 局 書 記	松ヶ野 健
議 会 事 務 局 書 記	尾崎 元伸

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件

第三 諸般の報告

(工事監査結果の報告及び例月現金出納検査結果の報告)
(説明者の通知)

第四 企業団運営方針説明

(竹山企業長説明)

第五 第一号議案 大阪広域水道企業団職員の配偶者

同行休業に関する条例制定の件

第二号議案 大阪広域水道企業団職員の給与の

種類及び基準に関する条例等一部改正の件

第三号議案 大阪広域水道企業団水道企業条例

一部改正の件

第四号議案 平成二十六年大阪広域水道企業

団水道事業会計補正予算の件

第五号議案 平成二十六年大阪広域水道企業

団工業用水道事業会計補正予算の件

第六号議案 平成二十七年大阪広域水道企業

団水道事業会計予算の件

第七号議案 平成二十七年大阪広域水道企業

団工業用水道事業会計予算の件

第六 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後一時 開会

○乾議長 ただいまより平成二十七年二月定例会を開会いたします。

○乾議長 本日の会議を開きます。

○乾議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、田中昭善議員及び有岡久一議員を指名いたします。

○乾議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○乾議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○乾議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○乾議長 監査委員の工事監査結果の報告並びに例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしましたので、御了承願います。

○乾議長 説明者の通知は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○乾議長 日程第四、企業団運営方針説明を議題といたします。

○乾議長 企業長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○乾議長 竹山修身企業長。

(竹山修身企業長 登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

本日は、平成二十七年二月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

私からは、当企業団の来年度の運営方針を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えております。当企業団は、大阪の暮らしと産業活動を支える大規模水道事業者といたしまして、その使命を果たすために、安全・安心で良質な水の安定的供給と持続可能な事業運営に取り組んでいるところでございます。

今年度は、施設整備に関する基本計画でございます。施設整備マスタープランにつきまして、新たに顕在化してまいりました課題に対応するため、計画の改訂を行うとともに、平成二十七年年度から五年間の具体的な実行計画となる中期経営計画を策定することといたしております。

これらの計画も踏まえながら、来年度の重点的な施策について御説明申し上げます。

まず初めに、安定供給に向けた取り組みでございます。

災害発生時におきましても、最低限の社会経済活動を維持できる信頼性の高い水道を構築するため、引き続き施設の耐震化や供給系統の二重化、非常用自家発電施設の整備などを推進するとともに、既設管路の本格的な更新事業を進めるための計画の策定に向け、具体的な検討に着手いたします。

次に、安全・安心で良質な水の供給に向けた取り組みでございます。

新たな水処理課題である微小生物などの漏出対策と

いたしまして、庭窪浄水場に後ろ過施設を整備するとともに、施設更新を控えております村野浄水場では、水処理実験装置により最適な浄水処理プロセスを検討するなど、より安全で良質な水道水の供給に努めてまいります。

次に、持続可能な事業運営についての取り組みでございます。

まず、経営の効率化についてでございますが、引き続き効率的な事業運営に努め、水道用水供給事業におきましては、中期経営計画の最終年度となります平成三十一年度までの累積欠損金の解消を目指してまいります。

また、工業用水道事業におきましては、適正な料金水準や基本使用水量についての検討を行い、平成十八年度以降、検討結果の制度への反映を目指してまいります。

次に、広域的な事業運営についてでございます。

現在、当企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向け、住民の皆様が最大限のメリットを享受できるよう、統合素案の取りまとめを進めているところでございます。

来年度には統合案をまとめ上げ、企業団議会におきましても御理解をいただくことを初め、丁寧な検討・協議、説明を行いながら、平成二十九年四月の統合の実現に向け、着実に前進してまいりたいと考えております。

また、市町村水道事業の個別業務の受託など、市町村との連携の拡大や技術支援につきましても引き続き取り組んでまいります。

次に、スリムな組織づくりについてでございます。

当企業団では、平成二十三年度に策定いたしました人員計画案に基づき、平成二十八年度までに職員数を

平成二十三年度比で一割削減することを目標に取り組んでまいりました。

来年度から、仮称ではございますが、総務事務センターを設置し、給与事務などを一括して新たにアウトソーシングすることとしたしており、組織のスリム化を図るとともに、職員の人材育成にも力を注いでまいりたいと考えております。

以上、当企業団の運営方針につきまして御説明申し上げます。議員の皆様方におかれましては、当企業団及び府域の水道事業の円滑な推進につきまして、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の定例会におきましては、条例案三件、予算案四件の議案を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○乾議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○乾議長 日程第五、議案第一号から第七号まで「大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件」ほか六件を一括議題といたします。

○乾議長 議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○乾議長 議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○乾議長 清水豊副企業長。

(清水豊副企業長 登壇)

○清水副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第七号議案について御説明申し上げます。

提出議案の表紙をお開きいただき、一ページをごらんください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件でございます。

地方公務員法の改正に伴い、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能としたし、配偶者同行休業制度を導入するため、条例で必要な事項を定めるものでございます。

第一条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第二条は、職員が申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは同行休業を承認することができることを定めるものです。

第三条は、同行休業を認める期間を三年とするとともに、第四条は同行休業の対象となる配偶者の海外滞在事由を定めるものです。

二ページをお開き願います。

第五条は、同行休業の承認の申請に関するものを、

第六条は同行休業の期間の延長に関するものを、第七条は同行休業の承認の取り消し事由に関するものを、第八条は同行休業者の届け出に関するものを定めるものです。

第九条は、同行休業の期間中において、休業した職員に係る業務の処理のために任期付採用や臨時的任用を行うことができることを定めるものです。

三ページをごらんください。

第十条は、本条例の施行に関し、必要な事項の定めを企業長に委任するものでございます。

四ページをお開き願います。

第二号議案は、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件でございます。

まず、改正条例の第一条は、職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。

改正後欄の第十六条をごらんください。

管理職員特別勤務手当の支給を定めております第十

六条に第二項を追加し、管理監督職員が災害への対処等、臨時・緊急の必要により、平日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合におきましても手当を支給することを定めるものでございます。

第二十号第三項におきましては、高齢者部分休業の定義を改めるものでございます。

地方公務員法の改正により、高齢者部分休業の期間について、法定の上限が撤廃され、任命権者が定めるものとされたことにあわせ、必要な規定整備を行うものでございます。

五ページをごらんください。

第二十四条は、配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与は支給しないことを規定するものでございます。次に、改正条例の第二条は、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第七条第三項の改正は、職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第二項に追加を予定しております平日深夜の管理職員特別勤務手当を特定任期付職員に支給しないこととするため、適用範囲を第十六条第一項のみとして規定するものでございます。

続きまして、六ページをお開き願います。

改正条例の第三条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

配偶者同行休業者の業務を処理するために採用した任期付職員または臨時的任用職員につきましては、育児休業及び育児短時間勤務をすることができないこととするものでございます。

新旧対照表のとおり、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、第二条及び第八条に規定を追加するものでございます。

次に、改正条例の第四条は、人事行政の運営等の状

況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第二条第一項に規定しております公表事項につきまして、地方公務員法の一部改正に伴い、休業の状況を追加するものでございます。

七ページをござらんください。

第三号議案は、大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件でございます。

第三条第三項に規定しております工業用水道事業の一日最大給水量につきまして、工業用水道事業の水需要予測の見直しに基づき、経済産業省へ事業計画の変更を届け出ることにあわせて、五十八万立方メートルから四十七万立方メートルに改正するものでございます。

なお、第一号議案から第三号議案に係る各条例につきまして、いずれも平成二十七年四月一日の施行を予定しております。

続きまして、第四号議案、平成二十六年大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件につきまして御説明申し上げます。

お手元の別冊、第四号議案、第五号議案の議案書の三ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をござらんください。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、村野浄水場などにおける浄水設備の改良工事やバイパス送水管等の布設工事の事業費が減少したことなどにより、改良事業につきまして十九億七千六百二十二万三千元を減額補正しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をござらんください。

まず、収入でございますが、独立行政法人水資源機構からの返還金を特別利益に計上したことなどから、水道事業収益では四億五千九百三十二万二千元を減額

補正しております。

また、支出でございますが、人件費、修繕費の抑制や入札差金の発生などにより、水道事業費用として二億四千九百三十六万五千元を減額補正しております。

次に、四ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をござらんください。

まず、収入でございますが、直近の資金状況を勘案し、企業債の発行を抑制したことなどにより、三十八億八千九百九十三万円を減額補正しております。

また、支出でございますが、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより、十八億五千三百三十八万一千円を減額補正しております。

次の第五条は、企業債について、起債の限度額を補正しております。

以上が水道事業会計の補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、五ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をござらんください。

続きまして、第五号議案、平成二十六年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件について御説明申し上げます。

十九ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をござらんください。

(一)の年間総配水量につきましては、受水企業の使用水量が減少したことにより、当初の見込みを九十六万七千立方メートル下回る一億七千二百八十四万六千立方メートルとしたところでございます。

(三)の主要な建設改良事業ですが、大庭浄水場等の施設拡充工事などの事業費が減少したことにより、増補改良事業につきまして十三億一千七百六十二万一千円を減額補正しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をござらんください。

まず、収入でございますが、給水収益は減少したものの、独立行政法人水資源機構からの返還金を特別利益に計上したことなどから、工業用水道事業収益は一億三千九百五十三万三千元を増額補正しております。

また、支出でございますが、営業費用において、人件費の抑制や入札差金の発生などにより、工業用水道事業費用は三百八十二万八千円を減額補正しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

二十ページをお開き願います。

まず、収入でございますが、新たに国庫補助金を獲得できたことにより、八千十万円を増額補正しております。

また、支出でございますが、事業の実施年度の見直しや入札差金の発生などにより、二十八億一千七百六十二万一千円を減額補正しております。

以上が工業用水道事業会計の補正予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、二十一ページ以降の補正予算実施計画等の説明書をござらんください。

続きまして、平成二十七年当初予算について御説明申し上げます。

平成二十七年当初予算の編成に当たりましては、水需要の動向や電気料金値上げに伴う動力費の増加といった経営環境の変化による影響を適切に見込んだ上で、受水市町村や受水企業に安全で良質な水を安定的・効率的に供給するため、施設整備マスタープランの改訂や現在策定中の中期経営計画二〇一五・二〇一九に基づき、必要な事業費の確保に努めたところでございます。

特に、施設の耐震化やバックアップ機能の強化など、

災害に強い水道施設の整備に引き続き着実に取り組みとともに、用水供給事業における後ろ過施設の導入や、工業用水道事業において、臨海地区で増加しつつある漏水事故への対策など、新たな課題への取り組みも進めてまいります。

さらに、当企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に係る検討・協議を初め市町村水道との連携強化を図ることとし、そのために必要な事業費を計上させていただいたところでございます。

お手元の別冊、第六号議案、第七号議案の議案書の三ページをお開き願います。

第六号議案、平成二十七年大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件につきまして御説明申し上げます。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総給水量につきましては、五億一千六百万立方メートルを見込んでおります。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、磯島取水場や村野浄水場における設備改良工事を初めバイパス送水管等の布設工事や松原ポンプ場築造等の施設改良工事など、二百四十二億九百二十四万円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益や長期前受金戻入などの営業外収益を含めた水道事業収益として四百五十億八千三百五十二万八千円を計上しております。

次に、支出でございますが、動力費、薬品費、減価償却費といった営業費用を初め企業債利息等の営業外費用や特別損失などを含めた水道事業費用として四百十三億六千七百一十五万円を計上しております。

四ページをお開き願います。

第四条の資本的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、企業債の発行を初め国庫補助金や工事負担金、建設受託工事収入などで百三十一億三千六十万二千円を計上しております。

次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金で四百十億二千六百八十四万一千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、企業債の起債の限度額や償還の方法などを定めたものでございます。

以上が水道事業会計の平成二十七年当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、七ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

続きまして、第七号議案、平成二十七年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件について御説明申し上げます。

二十七ページをお開き願います。

第二条の業務の予定量をごらんください。

(一)の年間総配水量につきましては、一億七千六百九十九立方メートルを見込んでいるところでございます。

(三)の主要な建設改良事業でございますが、大庭浄水場等における施設改良工事やバイパス配水管の布設工事など、二十四億七千八百二十二万円を計上しております。

次に、第三条の収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入でございますが、料金収入などの営業収益を初め長期前受金戻入などの営業外収益や特別利益を含めた工業用水道事業収益として九十三億四千四百三十四万八千円を計上しております。

次に、支出でございますが、動力費、減価償却費といった営業費用や企業債利息等の営業外費用などを含めた工業用水道事業費用として七十四億八千二百六十九万七千円を計上しております。

次に、第四条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

二十八ページをお開き願います。

まず、収入でございますが、工事負担金や投資有価証券償還金などで十一億二千四百五十三万円を計上しております。

次に、支出でございますが、建設改良費や企業債償還金などで四十五億六百三万四千円を計上しております。

第五条以下は、債務負担行為の期間や限度額、一時借入金の限度額などを定めたものでございます。

以上が工業用水道事業会計の平成二十七年当初予算の内容でございます。

なお、詳細につきましては、三十一ページ以降の予算実施計画等の説明書をごらんください。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○乾議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

○乾議長 この際、日程第五、議案第一号から第七号まで「大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件」ほか六件及び日程第六、一般質問を一括議題といたします。

○乾議長 これより、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を行います。

○乾議長 通告がありますので、指名いたします。

○乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員 登壇)

○岡議員 高槻市の岡糸恵でございます。

府域一水道に向けた今後の進め方についてのテーマで一般質問させていただきます。

まず一問目として、三団体との統合協議に関して質問いたします。

この三団体の統合協議については、昨年七月の議員全員協議会において、検討・協議の概要及びスケジュールについて報告がございました。

また、先日の議員全員協議会においては、その内容等の報告がございました。

まず、三団体との統合協議について、現在の検討・協議の状況と企業団として今後どのように協議を進めていくのか、お伺いいたします。

また、報告の中では説明がございませんでしたが、会計についてはどのような協議をされているのか、お伺いいたします。

また、国庫補助制度については全ての市町村が対象となるのか、あわせてお伺いいたします。

以上、一問目といたします。

○乾議長 これより答弁を求めます。

辻敏之経営管理部広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長 登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 企業団と四條畷市・太子町及び千早赤阪村との水道事業統合に向けた検討・協議につきましては、平成二十六年四月に覚書の調印以降、これまで検討を進めてまいりました。

具体的には、現状と今後の課題を整理するとともに、将来の水需要を予測した上で、単独で経営していく場合の事業見通しと、企業団と統合する場合の事業見通しを検討し、それらを比較して統合のメリットを求めたところでございます。

その際、企業団と統合する場合の事業見通しにおき

ましては、厚生労働省が創設しました水道広域化促進事業という国庫補助制度を活用するなど、三団体に最大のメリットが発現できるように鋭意検討を進めております。

また、統合後の事業運営体制につきましても、企業団の技術力・組織力を活用することにより、技術職員の不足など、三団体の抱える課題が解消されるよう検討しているところでございます。

なお、三団体におきましては、今後これらの検討内容につきましても、中間報告として議会への説明を予定しております。その後、速やかに企業団議会へ御説明させていただきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、二十七年におきましては、五月から六月に三団体の議会で、また七月には四十二市町村の首長会議におきまして最終報告案を御審議いただいた後、企業団議会への御説明を予定しております。

その後、三団体と企業団において統合に関する協定の締結を行い、九月以降は三団体を含む四十二市町村の議会において規約改正案等の御審議をいただいたと考えております。

二十八年度には、企業団議会におきまして必要な条例案や予算案の御審議をいただき、二十九年四月の統合に向け、進めてまいります。

あわせて、御質問いただきました会計についての考案方としましては、費用の負担区分を明確にするためにも、現段階では、用水供給事業会計と水道事業会計につきましても、また水道事業同士の会計につきましても、分離する方向で、すなわち一つの用水供給事業会計と三つの水道事業会計を保有する方向で検討しているところでございます。

最後に、国庫補助制度につきましてでございますが、

この補助制度は、市町村域を越えた事業統合などを行う場合、統合先の小規模水道事業者の施設更新事業に對しまして、その事業費の三分の一の財政支援を十年間を限度として行うとともに、その同額を上限として、その受け皿となる水道用水供給事業者等の水道施設の整備などに対しても、統合のインセンティブとなるよう財政支援を行う制度でございます。

この国庫補助を受ける基準としましては、統合先の水道事業の給水人口がおおむね十万人以下であり、かつ資本単価が九十円以上である事業者を対象としており、比較的小規模で財政状況の厳しい団体とその受け皿となる団体が対象となる制度でございます。

○乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員 登壇)

○岡議員 三団体に向けての協議の内容、また会計、また国庫補助制度について説明をお聞きいたしました。

これまでの説明では、三団体に限定した取り組みのように思われませんが、企業団として、府域一水道に向け、今回の三団体との統合協議を踏まえ、どのように進めていかれるのか、二問目としてお伺いいたします。

○乾議長 辻敏之経営管理部広域連携課長。

(辻敏之経営管理部広域連携課長 登壇)

○辻経営管理部広域連携課長 企業団としましては、大阪府が平成二十四年三月に策定しました大阪府水道整備基本構想に基づきまして、最終目標として府域一水道を目指すこととしており、現在進めております三団体との統合を実現させることが今後の府域一水道に向けて大きな弾みになるものと考えております。

そのため、今後は三団体の具体的な統合のメリットにつきましても、企業団議会はもとより、四十二市町村の水道事業の担担者で構成される運営協議会等を通じ

まして情報を発信してまいります。

また、三団体だけではなく、ほかの構成団体におきましても、企業団との統合について前向きに検討できるよう、インセンティブとするための新たな支援制度の検討も行ってまいります。

そのような取り組みにより、新たに企業団との統合を希望される団体には積極的に支援を行い、府域一水道に向け、着実に広域化を推進してまいりたいと考えております。

○乾議長 岡糸恵議員。

(岡糸恵議員 登壇)

○岡議員 説明はわかりました。

最後に、要望として申し上げます。

今回、一般質問として取り上げた趣旨は、今回の三団体との統合協議のあり方が今後の他自治体に向けての統合協議に重要な意味を持つものと考えて質問いたしました。

まず、要望の一点目ですが、報告の内容についてです。

一回目の報告としてはこれでよいのかもしれませんが、スケジュールを見ると、五月、六月には統合素案の最終報告案が審議されることとなっております。

今後、構成団体においても統合に関する議案の審議が必要であり、市町村が企業団を設立する最大のメリットは、住民に身近な基礎自治体である市町村が直接経営することにあるとの企業団の設立趣意の企業団像で示されていることからしても、先日の議員全員協議会での報告内容は不十分であると思います。

二点目に、今後の統合に関する議論における課題を明確にする必要性があると思います。

先ほどの御答弁の中で、現在進めている三団体との統合を実現することが今後の府域一水道に向けて大き

な弾みになるものと考えている、そのためにも三団体の具体的な統合のメリットについて情報発信していくとの御答弁でございましたが、大きな弾みとするためには、今回の統合案がその他の事業体にとつてどのような意味を持つのか、不利益が生じないことだけでなく、将来想定される課題に対して、府域の広域化によって対応することのメリットを示す必要があると考えています。

三点目ですが、統合条件の判断が当該自治体としての事業見通しをもつてのみ判断されているわけですが、府域一水道を目指すということであるなら、その視点からも議論が必要ではないかと考えます。

その意味でも、四点目に、府域一水道を実現するための議論を深めるべきであるということであります。

具体的な議論は運営協議会等での検討になるかと思いますが、今後、ほかの構成団体において規制改正案の審議をすることにもなりますし、一定議会への報告を丁寧に行うことも必要です。また広域化、また近隣事業体との連携を含め、図れるのではないかと考えます。

以上、四点の要望をお願いして、一般質問を終わります。

以上です。

○乾議長 岡糸恵議員の質問が終わりました。

○乾議長 以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

○乾議長 これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○乾議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

(午後一時三十八分休憩)

(午後一時五十分再開)

○乾議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○乾議長 日程第五の議案七件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○乾議長 これより、日程第五の議案七件につきまして採決に入ります。

○乾議長 議案第一号から第七号まで「大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件」ほか六件を一括して採決いたします。

○乾議長 お諮りいたします。以上の議案七件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○乾議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案七件は原案のとおり可決されました。

○乾議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○乾議長 これをもって平成二十七年二月定例会を閉会いたします。

午後一時五十一 閉会

議長 乾 一

副議長 京西 且哲

議員 田中 昭義

議員 有岡 久一